

武蔵野市暴力団排除条例逐条解説

(目的)

第1条 この条例は、武蔵野市（以下「市」という。）における暴力団排除活動に関し、その基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するために必要な事項を定めることにより、市民の安全で平穏な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

1 趣旨

本条は、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものです。

2 解説

(1) 現在の暴力団は、我々の生活や一般の事業活動の場にも深く介入し、その組織力を背景とした様々な資金獲得活動を敢行しています。特に東京都は、我が国の産業及び経済の中心地であることから、都内に集中する様々な利権を狙って暴力団が進出してきています。

このような中で、都民及び事業者が、自主的に暴力団排除活動に取り組むことのできる仕組みを作り、都民レベルの草の根的な暴力団排除活動の盛り上げを図ることとし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）をはじめとする関係法律等に比べ、都内の情勢や都民感情をより強く反映できるものとして東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）が制定され、既に平成23年10月1日から施行されています。

しかしながら、東京都暴力団排除条例は、あくまで自治体としての東京都の役割しか規定しておらず、同じ自治体である市区町村の役割は定められていません。また、各市区町村レベルにおいても独自の暴力団排除条例の制定が進んでいる中、今後、暴力団が、活動しやすい自治体、すなわち暴力団排除条例が制定されていない自治体に入り込んでくる可能性も否定できません。

そこで、本市においても、市の契約に暴力団、暴力団員又はこれらに密接に係る者（以下「暴力団等」という。）を関与させない、市の管理する公の施設を暴力団等に利用させないなど、暴力団排除における市の役割を定め、暴力団排除に対する姿勢を内外に明確に示す本市独自の条例を制定する必要がありました。

本条例は、都内における厳しい暴力団情勢に鑑み、暴力団排除に向け、本市においても市、市民及び事業者の責務と取り組むべき措置を明示し、三者が一致団結して市から暴力団等を排除することによって、安全で平穏な市民生活と事業活動の健全な発展を実現することを目的としています。

- (2) 「市」とは、市の執行機関をいいます。執行機関とは、一般的に議決機関（市議会）において議決された条例等に基づき自らの判断と責任において執行する機関のことをいいます。
- (3) 「市民」とは、市内に住居（人の永続的な生活の本拠地をいい、住民登録の有無を問わない。）を有する者のほか、市外からの通勤者や通学者等市内における滞在者も含みます。これは「市民」が市内に住居を有する者のみを意味するとすれば、本条例の属地的効力と矛盾し、本条例の目的の達成に支障が生ずるからです。
- (4) 「暴力団排除活動を推進するために必要な事項」とは、第6条以降に規定する市が講ずべき措置等をいいます。

（定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 事業者 市の市域内（以下「市内」という。）で事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (5) 青少年 18歳未満の者をいう。
- (6) 暴力団排除活動 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民の生活又は市内の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。

1 趣旨

本条は、本条例における用語の定義を規定したものです。

2 解説

- (1) 第1号の「暴力団」とは、暴対法第2条第2号に規定する「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」をいいます。

暴対法は、暴力団のうち一定の要件に該当するものを指定暴力団に指定し、当該指定暴力団の構成員による一定の反社会的な行為を規制していますが、本条例は、その規制対象を指定暴力団の構成員に限定せず、広く暴力団の構成員（暴力団員）としています。

- (2) 第2号の「暴力団員」とは、暴対法第2条第6号に規定する「暴力団の構成員」をいいます。

- (3) 第3号の「暴力団関係者」とは、暴力団員のほか、暴力団に協力し、又は暴力団を利用する者等、その暴力団との関係において、市の契約から排除すべき者をいいます。

例えば、次に掲げる者等が考えられます。

ア 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者

イ 暴力団員を雇用している者

ウ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者

エ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

なお、「密接な関係を有する者」とは、暴力団員の妻や親族等、単に血縁関係又は親族関係を有する事実のみをもって、直ちに暴力団関係者と判断するものではなく、組織たる暴力団そのもの又は組織の一員としての暴力団員と密接な関係を有する者を想定しています。

- (4) 第4号の「事業者」に規定する「事業」とは、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体をいい、営利の要素は必要とせず、営利の目的をもってなされるかどうかを問いません。

一般的に、事業者は、法人格を有する法人であることが多いと考えられますが、例えばマンションの管理組合のような法人格を有しない任意組合も「事業」を行う主体であることから、法人と並べて「その他の団体」を列記しました。また、個人も事業を行う主体になり得るところ、本条例は草の根の暴力団排除活動を積極的に推進するものであることから、事業を行う個人も「事業者」に含まれることを明記しました。

- (5) 第6号の「暴力団排除活動」とは、第3条に掲げる基本理念に基づき、暴力団を市から排除するために行われるあらゆる活動を広く想定してい

ます。

(基本理念)

第3条 暴力団排除活動は、暴力団が市民の生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民及び事業者が相互に連携し、及び協力することにより推進するものとする。

1 趣旨

本条は、当市からの暴力団排除を推進する上での基本理念について規定したものです。

2 解説

- (1) 「市民の生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在」とは、暴力団が暴対法第2条第2号で定義される「集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある」団体であること、そして、青少年に与える悪影響や対立抗争発生時における周辺住民の巻き添え等、暴力団の存在自体が市民の安全で平穏な生活を脅かし、しかも組織的に行使する暴力とその威力を利用した資金獲得活動により社会経済の健全な発展をも大きく阻害している存在であることをいいます。
- (2) 暴力団との一切の関係遮断が暴力団排除の基本であることから、「暴力団と交際しないこと」、「暴力団を恐れないこと」、「暴力団に資金を提供しないこと」及び「暴力団を利用しないこと」を基本理念に掲げました。

具体的には、次に掲げるようなものが「暴力団との交際」の態様と考えられ、暴力団という組織はもちろん、暴力団員個人との付き合いも含むものです。

ア 暴力団員と会食をする。

イ 暴力団が主催するゴルフコンペに出席する。

ウ 暴力団が主催する冠婚葬祭に出席する。

エ 祭礼の際、暴力団員から奉納金等を受け取る。

オ 暴力団員と盆暮れ等の贈答品の付き合いをする。

ただし、ここにいう暴力団員とは、暴力団組織の構成員たる暴力団員を意味し、組織の活動から離れた一個人としての私生活における交際関係にまで踏み込むものではなく、血縁や幼なじみ等の関係に基づく

交際を否定しているものではありません。

- (3) 「暴力団を利用」とは、暴力団が保有する組織としての威力、人員、金銭その他一切のものを利用することをいいます。また、暴力団員を組織的な労働力として利用する場合等も「暴力団を利用」に当たります。
- (4) 「連携し、及び協力することにより」とは、組織的に活動する暴力団に対して、市、市民及び事業者全てが一丸となって暴力団排除に取り組むという姿勢を示したものです。

(市の責務)

第4条 市は、市民及び事業者の協力を得るとともに、警察及び公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターその他の暴力団排除活動の推進を目的とする団体（以下「暴追都民センター等」という。）との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を総合的に推進するものとする。

1 趣旨

本条は、暴力団排除のために市の果たすべき役割を明示したもので、市が、市民及び事業者の協力を得るとともに、警察等の関係機関との連携を図ることにより、暴力団排除に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを規定したものです。

2 解説

- (1) 「市民及び事業者の協力を得る」とは、市単独で暴力団排除活動を行うのではなく、市民及び事業者と連携、協力しながら推進していくことをいいます。
- (2) 「警察及び公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターその他の暴力団排除活動の推進を目的とする団体」とは、当市を管轄する武蔵野警察署のほか、警視庁本部、暴追都民センター、東京都等の行政機関、また、当市内の地域住民や職域によって設立された機関又は団体で暴力団排除活動を目的とするものをいいます。
- (3) 「暴力団排除活動に関する施策」とは、本条例第6条から第13条までに示された施策を始め、市が実施する暴力団排除に関する施策全般をいいます。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、第3条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる行為を行うよう努めるものとする。

- (1) 暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、市、警察又は暴追都民センター等に当該情報を提供すること。
- (2) 市が実施する暴力団排除活動に関する施策に参画し、又は協力すること。
- (3) 暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。

1 趣旨

本条は、市からの暴力団排除における市民及び事業者の役割の重要性を踏まえ、努力義務ではあるものの、市民及び事業者に果たしてもらいたい責任を規定したものです。

2 解説

- (1) 第1号の「暴力団排除活動に資すると認められる情報」とは、市民及び事業者が社会生活や事業活動を通じて知り得た暴力団等に関する様々な情報を意味し、犯罪行為等の訴え出だけでなく、暴力団等による不動産取得に関する情報等、正当な行為に関する情報であっても、暴力団等の活動実態を認知し得る情報であれば、暴力団排除活動に資するものと認められます。

「当該情報を提供すること」とは、広く市民及び事業者に情報提供に係る努力義務を課すことにより、市民及び事業者に「社会対暴力団」という構図を認識するよう促すとともに、提供された情報に基づき暴力団排除活動をより効果的に推進することを目的とします。

- (2) 第2号の「暴力団排除活動に関する施策」とは、本条例第6条から第13条までに示された施策を始め、市が実施する暴力団排除に関する施策全般を意味します。

「参画」とは、市が実施する暴力団排除活動に計画の立案段階から主体的に参加することをいい、「協力する」とは、市が実施する暴力団排除活動に対する支援、参加等をいいます。

- (3) 第3号の「自主的に」とは、市民及び事業者が、市が実施する暴力団排除活動に受動的に参加するだけでなく、自ら主体的に決意し、行動を起こし、暴力団排除に向けて立ち上がることを期待する趣旨です。

「相互に連携して取り組む」とは、暴力団の組織性に対抗するため、

個々の市民及び事業者が力を合わせ、一丸となって暴力団排除に取り組むということです。

(市の行政対象暴力に対する措置)

第6条 市は、法第9条第21号から第27号までに掲げる行為（同条第25号に掲げる行為を除く。）その他の行政対象暴力（暴力団関係者が、不正な利益を得る目的で、市又は市の職員を対象として行う違法又は不当な行為をいう。）を防止し、市の職員の安全及び公務の適正かつ円滑な執行を確保するため、必要な措置を講ずるものとする。

1 趣旨

行政対象暴力に屈することは、公務の公正性を著しく阻害することになります。また、行政対象暴力は、しばしば脅迫又は暴行を伴うものであることから、これを看過することは、職員の安全を脅かすことになりかねません。そこで、本条において、市が実施する事務又は事業が公正性を保ちつつ職員の安全をも確保できるよう、市が行政対象暴力への対抗措置を講ずるよう規定したものです。

2 解説

- (1) 「行政対象暴力」とは、暴力団関係者が不正な利益を得る目的で、地方公共団体等の行政機関又はその職員を対象として行う違法又は不当な行為をいい、暴対法第9条第21号から第27号までに掲げる行為（同条第25号に掲げる行為を除く。）を例示として示しています。

具体的には、次に掲げるようなものがあります。

ア 許認可申請が法定の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可をするよう不当に要求する、入札参加資格のない暴力団関係企業を公共工事の入札に参加させるよう不当に要求するなど、行政機関の権限を自己又は第三者の利益となるように行使させることを目的とするもの

イ 機関誌の購読、物品の購入等名目のいかんを問わず、行政機関又はその職員から不当に金品を得ることを目的とするもの

～参考～

暴対法

(暴力的要求行為の禁止)

第9条 指定暴力団等の暴力団員…は、その者の所属する指定暴力団等又

はその系列上位指定暴力団等…の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)から(20)まで (略)

(21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等…に係る申請…が法令…に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分…の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 自己と生計を一にする配偶者その他の親族…

ロ 法人その他の団体であつて、自己がその役員…となっているもの

ハ 自己が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（ロに該当するものを除く。）

(22) 行政庁に対し、特定の者がした許認可等に係る申請が法令に定められた許認可等の要件に該当するにもかかわらず、当該許認可等をしていないことを要求し、又は特定の者について法令に定められた不利益処分の要件に該当する事由がないにもかかわらず、当該不利益処分をすることを要求すること。

(23) 国、特殊法人等…又は地方公共団体（以下この条において「国等」という。）に対し、当該国等が行う売買、貸借、請負その他の契約（…「売買等の契約」という。）に係る入札について、自己若しくは自己の関係者が入札参加資格…を有する者でなく、又は自己若しくは自己の関係者が指名基準…に適合する者でないにもかかわらず、当該自己又は自己の関係者を当該入札に参加させることを要求すること。

(24) 国等に対し、当該国等が行う売買等の契約に係る入札について、特定の者が入札参加資格を有する者…であり、又は特定の者が指名基準に適合する者であるにもかかわらず、当該特定の者を当該入札に参加させないことを要求すること。

(25) (略)

(26) 国等に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず自己若しくは自己の関係者を当該国等が行う売買等の契約の相手方とすることを要求し、又は特定の者を当該国等が行う売買等の契約の相手方としないことをみだりに要求すること（…第23号又は第24号に該当するものを除く。）。

(27) 国等に対し、当該国等が行う売買等の契約の相手方に対して自己又は自己の関係者から当該契約に係る役務の提供の業務の全部若しくは一部

の受注又は当該業務に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供の受入れをすることを求める指導、助言その他の行為をすることをみだりに要求すること。

(2) 「必要な措置を講ずる」とは、次に掲げるもの等が考えられます。

ア 武蔵野警察署等との連絡体制の構築

イ 法令遵守、適正な職務執行に係る研修等

ウ 契約から暴力団関係者を排除する標準契約書の作成

エ 警察官等の専門家による研修会や対応訓練（ロールプレイング）の実施

（市の事務事業に係る暴力団排除措置）

第7条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、市が締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下「市の契約」という。）及び公共工事における市の契約の相手方と下請負人との契約等市の事務又は事業の実施のために必要な市の契約に関連する契約に関し、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

1 趣旨

本条は、市が実施する事務又は事業が暴力団等を利することとならないよう、事務又は事業について必要な措置を講ずるという市の責務を規定したものです。その例示として、市の契約等に関し、契約の相手方等が暴力団関係者でないことを確認することなどを定めています。

2 解説

(1) 「公共工事その他の市の事務又は事業」とは、市が発注する公共工事のほか、市が実施する事務又は事業の全てをいいます。

(2) 「暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資する」とは、暴力団の活動又は暴力団組織の維持や運営に結果として役立つような利益を与えることをいいます。

(3) 「市が締結する売買、貸借、請負その他の契約」とは、地方自治法（昭和22年法律67号）第234条第1項に規定する「売買、貸借、請負その他の契約」を指します。当市においては、武蔵野市契約事務規則（昭和39年5月武蔵野市規則第15号）に基づく契約をいいます。

～参考～

地方自治法

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

(4) 「関連する契約」とは、市の契約の相手方が「市の契約」に係る事業を行うために締結する契約のことをいい、例えば、(3)で示した市の契約の相手方と下請負人との間で締結される請負契約等を指します。また、「関連する契約」の実施ために締結される契約（いわゆる孫請け契約）も「関連する契約」に含まれます。

なお、「公共工事における市の契約の相手方と下請負人との契約等」とは、「関連する契約」の例示であって、公共工事に限らず、市の契約全てに関して、当該契約の相手方が当該「市の契約」に係る事業を行うために他の事業者と締結する全ての契約が「関連する契約」に含まれます。

例えば、次に掲げるもの等が考えられます。

ア 市が、イベント会社との間でキャンペーンの企画実行に係る契約を締結した場合において、当該イベント会社が行う当該イベントに必要な人材派遣に係る契約

イ 市立図書館が委託契約を締結している情報処理システム事業者が、当該情報処理システムの維持管理に必要な物資を調達するために行う契約

(5) 「関与」とは、契約の当事者となることに限らず、その契約を仲介することや自らの影響力を行使して契約内容に影響を与えること等、広く契約内容や契約成立に関わることをいいます。

(6) 「暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずる」の「必要な措置」とは、市の契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認することのほか、誓約書等書面の提出を求めること、入札に参加させないこと等をいいます。

(給付金の交付における措置)

第8条 市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、必要な措置を講ずるものとする。

1 趣旨

本条は、補助金等の給付行政においても、税金が暴力団の資金源にならないよう必要な措置を講ずるよう規定したものです。

2 解説

- (1) 「補助金」とは、行政主体が、事業、研究の育成助長等、公益の必要に基づき交付する金銭的給付をいい、実際の名称としては、補助金のほか、補給金、助成金、奨励金、給付金、交付金、負担金等が用いられます。
- (2) 「利子補給金」とは、低利又は無利子で融資を行うことを可能にさせるため、国又は地方公共団体が金融機関に給付する補給金のことをいいます。
- (3) 「事業の実施により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう」とは、給付制度の趣旨に鑑みれば、給付事務又は事業の相手方が暴力団等であることのみをもって一律に排除することが適当でないものもあり、給付対象の個別具体的な状況等を判断する必要があることから、このような規定としたものです。
- (4) 「必要な措置」とは、次に掲げるものなど、暴力団に利益をもたらすことを防止するために行う措置をいいます。
 - ア 給付の対象者が暴力団等ではないことの確認（申請者や当該申請に関係する者が、暴力団等に該当するか否かを確認するための警視庁への照会を含みます。）
 - イ 給付の根拠となる条例、規則等の改正
 - ウ 給付開始前に暴力団の活動を助長することが判明した場合の給付の不決定
 - エ 給付の開始後に暴力団の活動を助長することが判明した場合の給付の停止及び廃止並びに給付金の返還

（市が設置する公の施設における措置）

第9条 市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者で、市が設置する公の施設を管理するもの（以下「指定管理者」という。）を含む。）は、市が設置する公の施設の利用者について、当該公の施設の利用の目的又は内容が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるときは、当該公の施設の利用について定める他の条例に規定するもののほか、当該公の施設の利用を拒むことができる。

1 趣旨

本条は、暴力団等に市が設置する公の施設を利用させることが、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものと認められる場合に、市等は当該公共施設の使用を拒否できることを対外的に明らかにするために規定したものです。

2 解説

- (1) 「公の施設」とは、地方自治法第244条第1項が規定する「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」のうち、本市が設置する施設をいいます。具体的には、市民文化会館、公会堂、芸能劇場、スイングホール、図書館、武蔵野プレイス、コミュニティセンター等が該当します。
- (2) 「指定管理者」とは、「地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理する者」をいいます。

～参考～

地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (略)

2 (略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条…において「指定管理者という。」）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

- (3) 「暴力団の活動を助長し、又は運営に資することとなるものと認めるとき」とは、市が設置する公の施設の利用の目的又は内容が、暴力団の活動又は暴力団組織の維持や運営に結果として役立つような利益を与えるものと認められる場合に、当該利用を拒むことができることを意味します。

なお、暴力団の活動又は暴力団組織の維持や運営に利益を与えるかどうかを判断するため、必要であれば、申請者や当該申請に関係する者が、暴力団等に該当するか否かを警視庁へ照会する場合があります。

(警察への協力要請)

第10条 市長その他の市の執行機関は、第6条から前条までの措置（指定管理者にあっては、同条の措置）を講ずるにあたって必要があるときは、市内を管轄する警察署長及び警視庁において暴力団排除活動に関する事務を担当する部署の長に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めることができる。

1 趣旨

本条は、暴力団排除に関する知識や情報を有する警察署長等に対し、市長等は情報の提供、助言その他の必要な協力を求めることができることを規定したものです。

2 解説

(1) 「市内を管轄する警察署長」とは武蔵野警察署長をいい、「警視庁において暴力団排除活動に関する事務を担当する部署の長」とは警視庁組織犯罪対策三課長をいいます。

(2) 「情報の提供、助言その他の必要な協力を求める」とは、市長その他の市の執行機関が、その事務又は事業において情報を警察署長等に提供することのほか、助言その他必要な協力を求めるために、警察署長等にその前段階の情報提供、助言などを行うことも含まれます。

警察署長等との間で、情報を提供し、及び収集する場合は、武蔵野市個人情報保護条例（平成13年3月武蔵野市条例第6号）の定めるところにより、処理を行います。

(3) 「その他必要な協力」とは、上記のほか警察官の派遣要請なども含みます。

（広報及び啓発）

第11条 市は、市民及び事業者が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、警察及び暴追都民センター等と連携し、広報及び啓発を行うものとする。

1 趣旨

本条は、市民、事業者が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることができるよう、市が広報及び啓発を行うべきことを規定したものです。

2 解説

(1) 「暴力団排除活動の重要性について理解を深める」とは、市民、事業

者に暴力団の実態及び情勢について正しい認識を持ってもらい、暴力団排除活動が喫緊の課題であることを理解してもらうことをいいます。そのためには、市が積極的に広報及び啓発を行うことにより、その重要性を市民、事業者に浸透させていく必要があります。

- (2) 「警察及び暴追都民センター等と連携し」とは、広報及び啓発を行うにあたって、市は暴力団排除に関する知識や情報を有する警察、暴追都民センターや東京都等と連携を強化していくことを意味します。
- (3) 「広報及び啓発」とは、暴力団等による不当な行為の防止に関する知識の普及や暴力団排除の気運の醸成等に資する活動をいいます。

具体的には、次に掲げるもの等が考えられます。

- ア ポスター、パンフレット等の配布
- イ 暴力団排除に関するキャンペーン等の開催
- ウ 市の広報、ケーブルテレビ等マスメディアの活用

(市民及び事業者に対する支援)

第12条 市は、市民及び事業者が暴力団排除活動を自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、警察及び暴追都民センター等と連携し、市民及び事業者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

1 趣旨

本条は、市民、事業者による暴力団排除活動の活性化を促すとともに、暴力団排除活動の実効をより高めることを目的として、市民、事業者による自主的な暴力団排除活動に対し、市が必要な支援を行うことを規定しています。

2 解説

- (1) 「市民及び事業者が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができる」とは、「市民及び事業者の責務」として規定された第5条第3号の取組を市民、事業者が実行できることをいいます。

本条において、市が市民、事業者に対して支援を行うことを明示することにより、市の役割を明らかにするとともに、市民、事業者が躊躇なく暴力団排除活動に立ち上げられるよう市の支援を保障する意味も有しています。

- (2) 「情報の提供」とは、市が暴力団排除活動に資する情報（当市の暴力団情勢、主要な暴力団犯罪の検挙事例等）を警察等と連携しながら市民

及び事業者提供していくことを意味します。

- (3) 「助言その他の必要な支援」とは、市民及び事業者が推進する暴力団排除活動に資する支援全般をいいますが、具体的には、次に掲げるもの等が考えられます。

ア 暴力団排除を目的とした行事、キャンペーン等への協力及び後援

イ 暴力団排除活動に関する知識の普及や気運の醸成を図るための広報啓発

ウ 地域又は職域における暴力団排除活動を行っている団体等に対する公共施設の使用許可

(青少年の教育等に対する措置等)

第13条 青少年の教育又は育成に携わる者は、青少年が、暴力団が市民の生活等に不当な影響を与える存在であることを認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、青少年の教育又は育成に携わる者が前項に規定する措置を円滑に講ずることができるよう、警察及び暴追都民センター等と連携し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

1 趣旨

本条は、暴力団への加入の勧誘その他暴力団による青少年への悪影響を遮断するとともに、暴力団による犯罪被害から青少年を守るためには、青少年に対する暴力団排除に関する教育が特に重要であることから、青少年の教育又は育成に携わる者に対して必要な支援を行うことを市の責務として規定したものです。

2 解説

(1) 「青少年の教育又は育成に携わる者」とは、青少年に対して指導的立場にある学校関係者及び教育関係者はもちろん、青少年の保護者、青少年を雇用している職場において青少年を指導監督する立場にある者その他青少年に助言及び指導できる立場にある者を広く含みます。

(2) 「情報の提供、助言その他の必要な支援」とは、警察等と連携しながら、「青少年の教育又は育成に携わる者」に対して、暴力団の現状や暴力団犯罪の実態等、暴力団排除に関する教育に必要な教材を提供することのほか、相談への対応、教育現場の合同パトロール等が考えられます。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

趣旨

本条は、本条例に規定されている事項のほかに、本条例の施行について必要な事項がある場合には、市長が定めることを規定したものです。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

趣旨

本条は、本条例の施行期日を規定したものです。

作成年月日 平成25年4月

作成 防災安全部安全対策課